

2 支援に携わる際の留意事項

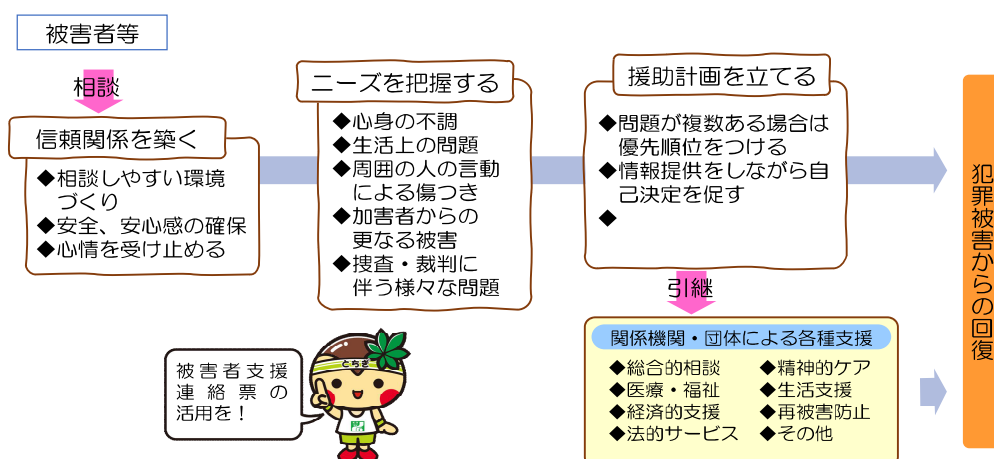
犯罪被害者等は、被害に遭うまでは社会の中でそれぞれの日常生活を営んできました。「犯罪被害者等＝何も判断できない人」ではありません。支援者は、犯罪被害者等の日常生活を断ち切ることなく、犯罪被害者等の本来備えている力（物事への対処方法、社会的つながり）を最大限に尊重し、信頼関係を築きながら被害からの回復を支援するよう留意してください。

“支援”が支援者の思い込みで行われたり押しつけにならないよう、犯罪被害者等の意見に耳を傾けるとともに、支援者間で意見交換を行っていくことが重要です。

(1) 犯罪被害者等に対応する際の基本的な留意事項

ア 基本的な支援対応の流れ（チャート）

犯罪被害者等の相談対応から支援実施までの基本的な流れは、以下のとおりです。



イ 具体的な対応のあり方

(ア) 心身の安全を確保する

- ・ 犯罪の種類によっては緊急に安全確保を行う必要がある。「今、安全かどうか（ここが安全と感ずることができかどうか）」、「今、話をしても大丈夫か」を最初に確認し、必要に応じて安全を確保できる機関（警察、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等）につなぐ。

(イ) 相談しやすい環境をつくる

- ・ 犯罪被害者等の状況や希望に応じて、例えば加害者が男性であって男性に対する恐怖心が強い場合は女性に対応するなど、犯罪被害者等の状況や希望に応じて、担当者の選定を行う。
- ・ 犯罪被害者等が衆目にさらされないよう相談場所に配慮したり、人前で不用意に名前を呼ばないようにする。
- ・ 電話相談の場合には、周囲の会話や談笑する声等が入らないようにする。
- ・ 犯罪被害者等が何度も最初から同じ説明を行わずに済むよう配慮する。なお、本人の同意を得ること、情報共有の範囲に十分留意する。

(ウ) 秘密保持に留意する

- 会話や書類管理における注意はもちろんのこと、たとえ家族であっても、当事者にとっては知られたくないこともあるため、当事者の同意なしに伝えることは適切ではない。

(エ) 相談内容を受け止める

- 犯罪被害者等の話を丁寧に聞き、気持ちをそのまま受け止める。発言内容の評価したり、安易に決めつけたりしない。感情を否定しない。
- 被害の状況を人と比べない。(犯罪被害による苦痛は本人にしかわからない。ましてや軽重を他者と比較するものではない。)
- 自責感を助長させない。(犯罪被害者等は自分を責めている場合がある。)
- 安易に励まさない、安易に慰めない、強くなることを勧めない。(相手の心情に沿わない安易な助言は逆に傷つける。)
- 話をせかさない、さえぎらない。(心に傷を受けた犯罪被害者等にとっては、話すこと自体が大変であったり、苦痛である場合がある。)

(オ) 犯罪被害者等が置かれた状況を整理しつつ、支援ニーズを的確に把握する

- 犯罪被害者等が抱える困難を聴き取る。自分がどうしたいのかわからない場合には、「今、一番心配なこと、困ったことは何か」、「日常生活はどうしているか」という問いかけをするなどして話し合いながら課題を整理する。
- 犯罪被害者等の心身の状態に留意し、考えをまとめて発言できない場合は無理に発言を促さない。

(カ) 支援方針を立てて、犯罪被害者等へ支援の種類と時期を伝える

- 支援方針を検討し、犯罪被害者等に支援早期の段階で支援の種類(制度)や時間的な見通しを伝え、支援に対する不安を払拭するように努める。ただし、過度の期待を抱かせることは、結果的に犯罪被害者等の失望感・不信感を強めることになりかねないので、支援内容は状況により変化することを丁寧に伝える。
- 問題が複数ある場合は優先順位をつける。

(キ) 問題解決に向けて動く

- 時期と状況に応じて関係機関・団体と連携しながら、犯罪被害者等が直面する課題や長期的に抱える課題の解決のため支援を行う。
- 支援者の意見を押しつけない、犯罪被害者等自らが決定できるように促しながら支援する。

(ク) 被害からの回復を焦らない

- 犯罪被害者等が被害から回復する方法や回復に要する時間はそれぞれ異なるため、一人ひとりの状況を考慮しながら、支援を行う。

(ケ) 適切な支援を行うための努力を怠らない

- 法律や制度の改正等の情報を正確に把握して、支援に必要な知識の修得を図るとともに、研修に積極的に参加するなどして、自らの技量の向上等に努める。

ウ 犯罪被害者等の心情を踏まえた対応について

心情を踏まえた対応の例を示しますので参考にしてください。

なお、事例はあくまでも一般的なものであり、一人ひとりの犯罪被害者等が置かれた状況や揺れ動く心情を理解した上で、軽はずみな発言を厳に慎み誠実な態度で支援にあたることが何よりも大切です。

【不適切な応答】

犯罪被害者等の心情を踏まえないこれらのような言葉は、犯罪被害者等を更に傷つけることになりかねません。

- 気を強く持って、前向きに生きましょう。
- あなた一人が苦しいのではありませんよ。
- どんなに悲しんでも、亡くなった人は戻ってこないのですから。
- 泣いてばかりいると、亡くなった人が浮かばれませんよ。
- 早く元気にならなければいけませんよ。
- つらいことは、早く忘れましょう。
- 起きてしまったことを後悔しても仕方ありません。
- まだこどもがいるじゃないですか。
- 命が助かっただけでも良かったと思わなければいけませんね。
- あなたは強い方だから大丈夫ですよ。
- あなたにも悪いところがあったのではないですか。

【適切な応答】

これらの発言であっても、真の思いは被害者等のみがそれぞれに抱くものであり、安易に使用すると犯罪被害者等を傷つけたり、不信感を招いたりすることがあります。その時の犯罪被害者等の心情を十分に推し量った上で応答してください。

- ご心中、お察しします。
- 本当にお気の毒です。
- このことは、あなたにとって大変辛いことだと思います。
- 悲しんでいいのですよ。
- あなたが怒りを感じられるのは当然だと思います。
- そのことを認めるのは、とても辛いことに違いありません。
- (このような体験をしたら) 今までのように仕事や家事ができなくなるのも当然だと思います。
- 何をする気力も無いのは当たり前のことだと思います。
- 無理をする必要はありません。
- よく頑張ってくださいね。
- ここでは、安心してご自分の感情を出していいですよ。

エ 支援者自身のケアの必要性

犯罪被害者等のつらい体験を聞くことにより、支援者自身も次のような精神的なダメージを受けることがあります。

- ・自分も被害を受けるのではないかと心配になる
- ・事件のことが頭から離れなくなる
- ・自分が無力だと感じる
- ・頭痛、肩こり、耳鳴り、不眠など身体に不調が出るなど

その結果、当該事件へ過度に感情移入したり、逆に事務的な対応を引き起こしたりと、相談者にとって不適切な対応となることがあります。支援者自身も仕事や生活に支障を来す場合があるため、支援者は、自らの健康にも留意した上で犯罪被害者等支援に携わる必要があります。

【対応方法の例】

- ・支援者同士で共有し、一人で抱え込まない。組織で対応する。
- ・できることとできないことがあること、自ら（組織）の限界を再確認する。
- ・仕事と自分の生活とをはっきり区別する。自分がリラックスできる時間、場所、人付き合い、趣味などをいくつか持つ。
- ・自分の気持ちを率直に受け止め、抑制しようとしたりせず、傷ついていることを認める。
- ・身体を動かすなどして気分転換を図る。
- ・休息、睡眠をきちんととる。

〔参考〕捜査や裁判の流れ

1 一般的な刑事手続きの流れ

刑事手続とは、犯人を明らかにして犯罪の事実を確定し、科すべき刑罰を定める手続きのことを言い、「捜査」→「起訴」→「裁判」のプロセスをとります。

※加害者が少年法における少年(20歳未満)に該当する場合には、手続きなどに違いがあります。

2 捜査

捜査とは、捜査機関が事件を認知した場合に証拠を収集するなどによって、犯人と犯罪事実を明らかにすることを言います。捜査機関によって犯罪の嫌疑があるとされている者であって、まだ起訴されていない者を法律上「被疑者」と言います。

一般に、警察は、逃走や証拠隠滅のおそれがある場合などには、被疑者を逮捕して捜査を行い、48時間以内に事件を検察官に送ります。これを受けた検察官が、その後も継続して被疑者の身柄を拘束して捜査する必要があると認めた場合には、24時間以内に裁判官に対して勾留の請求を行います。裁判官がその請求を認めた場合、被疑者は最大20日間勾留(一部例外あり)されることになります。そして、被疑者が勾留されている間に、捜査機関は様々な捜査を行います。

被害の状況は、被害者が一番よく知っていることが多いため、事情聴取に応じていただくなど被害者の方の協力が必要となります。

※被疑者の身柄を拘束せずに捜査が行われる場合があります。

また逮捕された場合でも、場合によっては、検察庁に送られる前に被疑者が釈放されることがあります。なお、検察官等が被疑者を逮捕する場合があります。

3 起訴

検察官は、警察官から送られた書類や証拠品と検察官自ら犯人を取り調べた結果などを検討し、被疑者を刑事裁判にかけようかどうかの決定を行います。裁判にかける場合を「起訴」、かけない場合を「不起訴」と言います。

※逮捕され、引き続き勾留されたとしても必ず起訴されるわけではなく、不起訴になることがあります。不起訴になると、被疑者は釈放されます。

※起訴処分には、公開の法廷で裁判を開くことを請求する「公判請求」、書面審理だけの裁判を請求する「略式命令請求」などがあります。

4 裁判

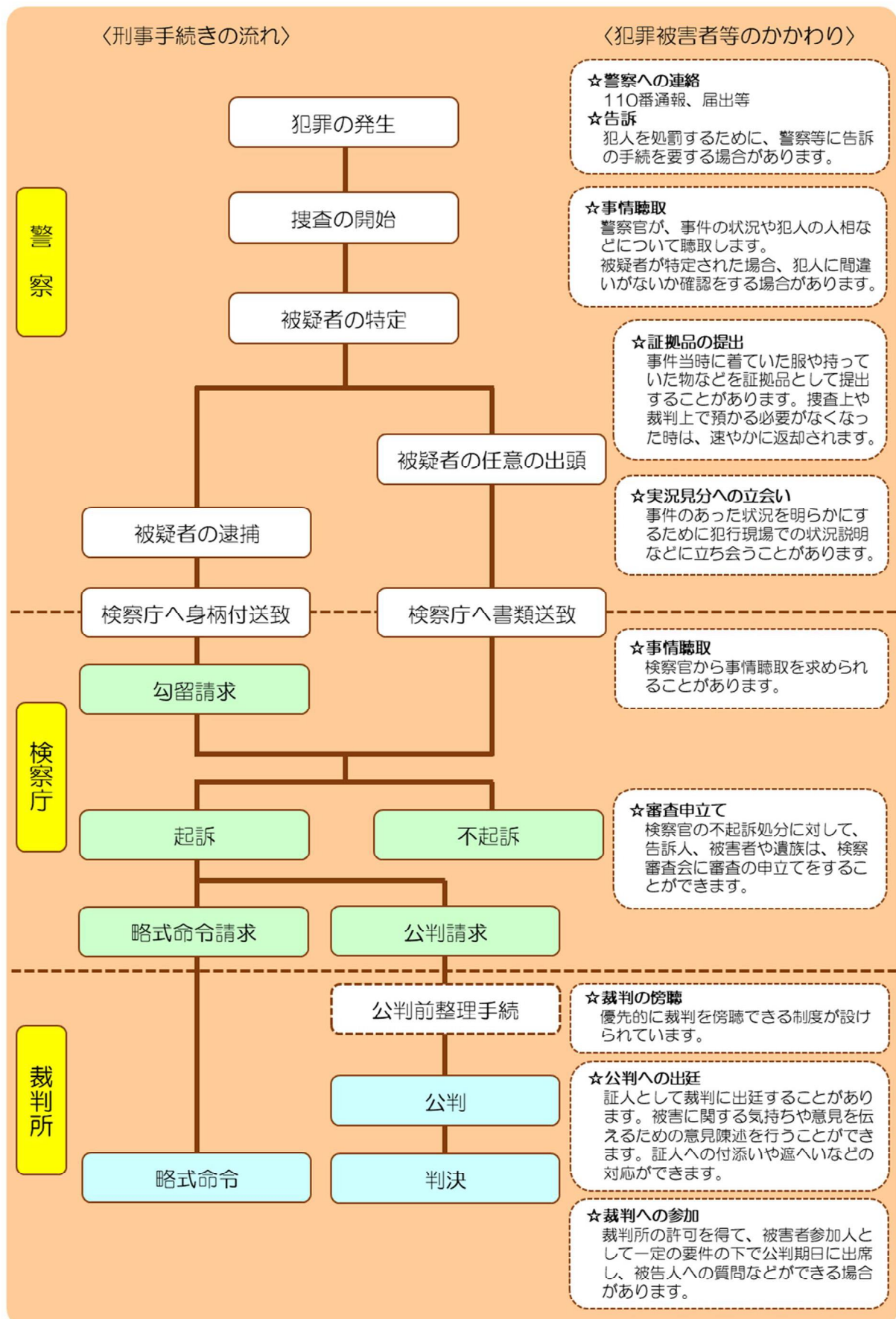
被疑者が起訴され、裁判が開かれる日(これを「公判期日」と言います。)が決められた後、裁判所で審理が行われ、判決が下されます。刑事事件に関して起訴され、その裁判がまだ確定していない者を「被告人」と言います。検察官や被告人が、判決の内容に不服がある場合には、更に上級の裁判所に訴えることになります。

※一定の犯罪については、犯罪被害者等は刑事裁判へ参加し、証人への尋問や被告人への質問などができる場合があります(被害者参加制度:P49参照)。

5 刑事手続と民事手続

刑事裁判で犯人の有罪が確定しても、刑罰が決まるだけで犯人から賠償金や慰謝料などが支払われるわけではありません。財産的損害、精神的損害の賠償を求める場合は、民事上の損害賠償請求を行う必要があります。なお、一定の犯罪については、事件を担当している地方裁判所が刑事事件について有罪の言渡しをした後、犯罪被害者等の被告人に対する損害賠償請求について審理・決定をすることができます。

〈一般的な刑事裁判の流れと犯罪被害者等のかかわり〉



〈少年の審判手続き・刑事手続きの流れと犯罪被害者等のかかわり〉

